

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

告 示

- 告示第47号 指定障害児相談支援事業者の指定
 (障害福祉課) ... 2
- 告示第48号 指定特定相談支援事業者の指定
 (障害福祉課) ... 2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第25号 選挙人名簿登録の移替えをしない期間..... 2
- 告示第26号 ポスター掲示場の設置場所..... 2
- 告示第27号 選挙管理委員会の招集.....11
- 告示第28号 直接請求に必要な選挙人の数.....11
- 告示第29号 宇治市各投票区の投票場所.....11
- 告示第30号 投票所を閉じる時刻の一部繰上げ.....12
- 告示第31号 期日前投票の場所.....13
- 告示第32号 期日前投票所を設ける期間.....13
- 告示第33号 期日前投票所を開く時刻の繰下げ.....13
- 告示第34号 宇治市開票区の開票の場所及び日時.....13
- 告示第35号 開票管理者及び同職務代理者の選任.....13
- 告示第36号 開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う
 場所及び日時.....13
- 告示第37号 氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及
 び日時.....13
- 告示第38号 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選
 任.....13
- 告示第39号 選挙公報の配布方法等.....14

農 業 委 員 会

- 公告第3号 農業委員会定例総会の招集.....15

告 示

宇治市告示第47号

指定障害児相談支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。
 令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26712 00422	株式会社STRAIGHT	相談支援ルミエール	令和8年4月1日	障害児相談支援
	京都府宇治市開町25番地の3	宇治市広野町西裏31番地3 広野ハイツ101		

宇治市告示第48号

指定特定相談支援事業者の指定について
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。
 令和8年4月3日

宇治市長 松村 淳子

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の所在地		
26312 01171	株式会社STRAIGHT	相談支援ルミエール	令和8年4月1日	計画相談支援
	京都府宇治市開町25番地の3	宇治市広野町西裏31番地3 広野ハイツ101		

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第25号

選挙人名簿登録の移替をしない期間について
 令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙において、宇治市の区域内の他の投票区に住所を移した者に係る選挙人名簿登録の移替をしない期間を次のとおり定めます。
 令和8年3月4日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 森居 研治

令和8年3月4日から同年4月5日までの間

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第26号

ポスター掲示場の設置場所について
 令和8年4月5日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めます。
 令和8年3月16日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 森居 研治

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
1	1-1		
1	1-2		
1	1-3		
1	1-4		
1	1-5		
2	2-1		
2	2-2		
2	2-3		
2	2-4		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
2	2-5		
2	2-6		
2	2-7		
2	2-8		
3	3-1		
3	3-2		
3	3-3		
3	3-4		
3	3-5		
3	3-6		
3	3-7		
3	3-8		
4	4-1		
4	4-2		
4	4-3		
4	4-4		
4	4-5		
4	4-6		
4	4-7		
4	4-8		
5	5-1		
5	5-2		
5	5-3		
5	5-4		
5	5-5		
5	5-6		
5	5-7		
5	5-8		
5	5-9		
6	6-1		
6	6-2		
6	6-3		
7	7-1		
7	7-2		
7	7-3		
7	7-4		
7	7-5		
7	7-6		
8	8-1		
8	8-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
8	8-3		
8	8-4		
8	8-5		
8	8-6		
9	9-1		
9	9-2		
9	9-3		
9	9-4		
9	9-5		
9	9-6		
9	9-7		
9	9-8		
9	9-9		
9	9-10		
10	10-1		
10	10-2		
10	10-3		
10	10-4		
10	10-5		
10	10-6		
10	10-7		
10	10-8		
10	10-9		
10	10-10		
11	11-1		
11	11-2		
11	11-3		
11	11-4		
11	11-5		
11	11-6		
11	11-7		
12	12-1		
12	12-2		
12	12-3		
12	12-4		
12	12-5		
12	12-6		
12	12-7		
13	13-1		
13	13-2		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
13	13-3		
13	13-4		
13	13-5		
13	13-6		
13	13-7		
14	14-1		
14	14-2		
14	14-3		
14	14-4		
14	14-5		
14	14-6		
14	14-7		
15	15-1		
15	15-2		
15	15-3		
15	15-4		
15	15-5		
15	15-6		
16	16-1		
16	16-2		
16	16-3		
16	16-4		
17	17-1		
17	17-2		
17	17-3		
17	17-4		
18	18-1		
18	18-2		
18	18-3		
18	18-4		
19	19-1		
19	19-2		
19	19-3		
19	19-4		
19	19-5		
19	19-6		
19	19-7		
19	19-8		
19	19-9		
20	20-1		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
20	20-2		
20	20-3		
20	20-4		
20	20-5		
20	20-6		
21	21-1		
21	21-2		
21	21-3		
21	21-4		
21	21-5		
22	22-1		
22	22-2		
22	22-3		
22	22-4		
22	22-5		
23	23-1		
23	23-2		
23	23-3		
23	23-4		
23	23-5		
23	23-6		
23	23-7		
23	23-8		
23	23-9		
24	24-1		
24	24-2		
24	24-3		
24	24-4		
24	24-5		
25	25-1		
25	25-2		
25	25-3		
26	26-1		
26	26-2		
26	26-3		
26	26-4		
26	26-5		
26	26-6		
26	26-7		
26	26-8		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
26	26-9		
27	27-1		
27	27-2		
27	27-3		
27	27-4		
27	27-5		
27	27-6		
28	28-1		
28	28-2		
28	28-3		
28	28-4		
28	28-5		
29	29-1		
29	29-2		
29	29-3		
29	29-4		
29	29-5		
29	29-6		
29	29-7		
29	29-8		
30	30-1		
30	30-2		
30	30-3		
30	30-4		
30	30-5		
31	31-1		
31	31-2		
31	31-3		
31	31-4		
31	31-5		
31	31-6		
31	31-7		
31	31-8		
31	31-9		
31	31-10		
31	31-11		
32	32-1		
32	32-2		
32	32-3		
32	32-4		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
32	32-5		
32	32-6		
33	33-1		
33	33-2		
33	33-3		
33	33-4		
33	33-5		
33	33-6		
33	33-7		
33	33-8		
33	33-9		
33	33-10		
33	33-11		
34	34-1		
34	34-2		
34	34-3		
34	34-4		
34	34-5		
34	34-6		
34	34-7		
34	34-8		
34	34-9		
34	34-10		
34	34-11		
35	35-1		
35	35-2		
35	35-3		
35	35-4		
35	35-5		
35	35-6		
36	36-1		
36	36-2		
36	36-3		
36	36-4		
36	36-5		
36	36-6		
36	36-7		
37	37-1		
37	37-2		
37	37-3		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
37	37-4		
37	37-5		
37	37-6		
37	37-7		
37	37-8		
37	37-9		
38	38-1		
38	38-2		
38	38-3		
38	38-4		
38	38-5		
38	38-6		
38	38-7		
39	39-1		
39	39-2		
39	39-3		
39	39-4		
40	40-1		
40	40-2		
40	40-3		
40	40-4		
41	41-1		
41	41-2		
41	41-3		
41	41-4		
41	41-5		
41	41-6		
41	41-7		
41	41-8		
41	41-9		
42	42-1		
42	42-2		
42	42-3		
42	42-4		
42	42-5		
42	42-6		
43	43-1		
43	43-2		
43	43-3		
43	43-4		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
43	43-5		
43	43-6		
43	43-7		
44	44-1		
44	44-2		
44	44-3		
44	44-4		
44	44-5		
44	44-6		
44	44-7		
44	44-8		
44	44-9		
44	44-10		
44	44-11		
45	45-1		
45	45-2		
45	45-3		
45	45-4		
45	45-5		
45	45-6		
45	45-7		
45	45-8		
45	45-9		
45	45-10		
45	45-11		
46	46-1		
46	46-2		
46	46-3		
46	46-4		
46	46-5		
46	46-6		
46	46-7		
46	46-8		
46	46-9		
46	46-10		
46	46-11		
46	46-12		
47	47-1		
47	47-2		
47	47-3		

投票区	設置番号	設置場所名称	設置場所住所
47	47-4		
47	47-5		
47	47-6		
48	48-1		
48	48-2		
48	48-3		
48	48-4		
48	48-5		
48	48-6		
48	48-7		
48	48-8		
48	48-9		
48	48-10		
48	48-11		
49	49-1		
49	49-2		
49	49-3		
49	49-4		
49	49-5		
49	49-6		
49	49-7		
49	49-8		

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第27号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和8年3月18日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

日時 令和8年3月18日（水） 午前10時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の選挙時登録について 他

日時 令和8年4月5日（日） 午前9時30分～

場所 宇治市役所 501会議室

議題 委員会の議決すべき議案について

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第28号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和8年3月18日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和8年3月18日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,009人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,136人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,068人

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第29号

宇治市各投票区の投票場所について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における宇治市各投票区の投票場所を次のとおり指定します。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

投票区	投票所の施設の名称	所在地	投票区	投票所の施設の名称	所在地
1	宇治市川東集会所	宇治市宇治東内21番地の乙	25	宇治市立東宇治中学校 第二体育館	宇治市五ヶ庄池ノ浦36番地の1
2	宇治市立宇治中学校 柔剣道場	宇治市宇治矢落64番地の1	26	宇治市三室戸北集会所	宇治市菟道出口40番地の71
3	宇治市菟道ふれあいセンター 多目的活動室	宇治市宇治妙楽128番地の1	27	宇治市立木幡小学校 体育館	宇治市木幡赤塚4番地
4	宇治市職員会館	宇治市宇治下居13番地の1	28	宇治市立西大久保小学校 体育館	宇治市大久保町且棕25番地
5	宇治市城南荘集会所	宇治市神明宮東88番地	29	宇治市立南部小学校 体育館	宇治市五ヶ庄戸ノ内15番地の1
6	宇治市白川集会所	宇治市白川宮ノ前3番地の5	30	宇治市立岡屋小学校 体育館	宇治市五ヶ庄寺界道37番地の3
7	宇治市横島集会所	宇治市横島町北内24番地の2	31	東宇治地域福祉センター 2階研修室	宇治市五ヶ庄折坂5番地の149
8	宇治市横島コミュニティセンター 大会議室	宇治市横島町大川原27番地の5	32	宇治市立南小倉小学校 体育館	宇治市小倉町南浦40番地の1
9	宇治市小倉公民館 会議室	宇治市小倉町寺内91番地	33	宇治市立西小倉小学校 体育館	宇治市伊勢田町遊田69番地
10	宇治市立伊勢田小学校 体育館	宇治市伊勢田町井尻3番地	34	宇治市立御蔵山小学校 体育館	宇治市木幡御蔵山39番地の4
11	宇治市開地域福祉センター 集会室	宇治市開町44番地の13	35	宇治市立神明小学校 体育館	宇治市神明石塚32番地
12	宇治市広野公民館 会議室	宇治市広野町寺山17番地の403	36	宇治市緑ヶ原集会所	宇治市広野町新成田27番地
13	宇治市立木幡保育所 遊戯室	宇治市木幡東中10番地の2	37	宇治市立北小倉小学校 体育館	宇治市小倉町堀池72番地
14	宇治市立宇治黄檗学園 音楽室	宇治市五ヶ庄三番割27番地	38	宇治市立横島小学校 体育館	宇治市横島町吹前35番地
15	宇治市菟道集会所	宇治市菟道河原7番地の1	39	宇治市立西宇治中学校 柔剣道場	宇治市伊勢田町南山21番地の1
16	宇治市志津川集会所	宇治市志津川南組16番地の3	40	宇治市立西小倉集会所	宇治市小倉町南堀池52番地の3
17	宇治市笠取集会所	宇治市東笠取福出23番地の4	41	宇治市立平盛小学校 体育館	宇治市大久保町平盛91番地の3
18	宇治市笠取南部集会所	宇治市炭山直谷31番地の12	42	宇治市立大開小学校 体育館	宇治市広野町大開35番地
19	且棕公会堂	宇治市大久保町北ノ山107番地	43	宇治市明星集会所	宇治市明星町一丁目9番地の87
20	宇治市立小倉小学校 体育館	宇治市小倉町西畑1番地の4	44	宇治市木幡公民館 会議室	宇治市木幡内畑34番地の7
21	宇治市六地藏公会堂	宇治市六地藏奈良良町35番地の10	45	宇治市立北横島小学校 体育館	宇治市横島町本屋敷40番地の2
22	ゆめりあり宇治 4階会議室	宇治市宇治里辰5番地の9	46	宇治市立菟道第二小学校 体育館	宇治市宇治琵琶63番地の3
23	宇治市立大久保小学校 体育館	宇治市広野町中島1番地の1	47	宇治市南陵南集会所	宇治市南陵町三丁目1番地の74
24	宇治市西小倉コミュニティセンター 集会室	宇治市小倉町南堀池107番地の1	48	京都府立東宇治高校 格技場	宇治市木幡平尾43番地の2
			49	宇治市中畑集会所	宇治市小倉町中畑49番地の3

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第30号

投票所を閉じる時刻の一部繰上げについて
 令和8年4月5日執行の京都府知事選挙において、次の投票所を
 閉じる時刻を1時間繰上げ、午後7時とします。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
 委員長 森居 研治

第17区投票所 (宇治市笠取集会所)

第18区投票所（宇治市笠取南部集会所）

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第31号

期日前投票の場所について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所

京都府宇治市菟道平町28番地の1

アル・プラザ宇治東

京都府宇治市大久保町西ノ端1番地の25 宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第32号

期日前投票所を設ける期間について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東

②宇治市産業振興センター

設ける期間 ①令和8年3月31日から4月4日まで

②令和8年4月2日から4月4日まで

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第33号

期日前投票所を開く時刻の繰下げについて

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙において、次の期日前投票所を開く時刻を1時間30分繰下げ、午前10時とします。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

施設の名称 ①アル・プラザ宇治東

②宇治市産業振興センター

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第34号

宇治市開票区の開票の場所及び日時について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時を次のとおり定めます。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市小倉町蓮池20番地の1

宇治市立西宇治体育館

日時 令和8年4月5日 午後9時00分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第35号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における宇治市開票区の開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

開票管理者

住所

氏名

同職務代理者

住所

氏名

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第36号

開票立会人の定数超過及び政党排除のくじを行う場所及び日時について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙において、候補者から届出のあった開票立会人となるべきものが10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日時 令和8年4月2日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第37号

氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における氏名等揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めます。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

場所 京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所

日時 令和8年3月19日 午後5時30分

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第38号

期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任します。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

期日前投票所の場所 宇治市役所

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月20日				
3月21日				
3月22日				
3月23日				
3月24日				
3月25日				
3月26日				
3月27日				
3月28日				
3月29日				
3月30日				
3月31日				
4月1日				
4月2日				
4月3日				
4月4日				

期日前投票所の場所 アル・プラザ宇治東

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
3月31日				
4月1日				
4月2日				
4月3日				
4月4日				

期日前投票所の場所 宇治市産業振興センター

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
4月2日				
4月3日				
4月4日				

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第39号

選挙公報の配布方法等について
令和8年4月5日執行の京都府知事選挙における選挙公報は、次
のとおり配布します。

令和8年3月19日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

選挙公報の配布方法等

配布方法 各世帯への個別配布
配布予定日 令和8年3月24日～4月3日

(揭示済)

農業委員会**宇治市農業委員会公告第3号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第33回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年4月3日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和8年4月6日 15時00分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 4 宇治農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 5 専決事項の報告
- 6 その他